

## **[事案 2021-241] 損害賠償請求**

・令和 4 年 5 月 13 日 裁定打切り

### **<事案の概要>**

募集人の不適切な対応を理由に、実質的な損害の賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

他社契約から乗り換える予定で令和 2 年 8 月に契約した医療保険について、以下の理由により、実質的な損害を賠償してほしい。

- (1) 募集人は、契約時、他社契約の解約時期を教えると約束したが、連絡がなかった。
- (2) 募集人の上席者は、募集人の責任を認めている。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、他社契約の解約時期を教える旨の約束をした事実はなく、約束の内容が本契約の条件となっていた事実もない。
- (2) 募集人の上席者は、退職した募集人の引継ぎが不十分であったことなどをお詫びしたが、すべて当社に非がある旨の謝罪をしたものではない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、当審査会に送付された裁定申立書の内容からは、申立人の主張する実質的損害の内容が不明であり、事情聴取の内容を踏まえて、実質的損害の内容、その根拠および立証資料の提出を求めたが、期日までに提出されなかった。したがって、申立人の請求内容とその根拠が判然としないため、裁定手続を打ち切ることにした。